

## 第 9 回東近江市景観審議会の結果について

1. 会議方法 書面会議
2. 付議案件 議案第 1 号  
東近江市景観計画景観形成基準の特例の適用承認及び着色の有無について  
行為の場所 東近江市栗見新田町 1922 番 1  
申請物件 防災無線の中継基地局
3. 付議理由 本市景観計画では、琵琶湖・伊庭内湖景観形成重点地域内で工作物を建設する場合、高さ 13 m 以下とすると定めている。但し、その物件の公益性が高く、景観審議会の承認を得た場合に限り、基準値より高い工作物の建設も認められる。今回の届出では、13 m を超える工作物のため、市長より諮問があり、審議会に付議した。
4. 提案日 平成 28 年 12 月 1 日
5. 表決締切日 平成 28 年 12 月 8 日
6. 結果

表決	10 人中 10 人
承認する	9 人
承認しない	1 人
着色	5 人
無彩色	4 人

よって、第 9 回東近江市景観審議会 議案第 1 号「東近江市景観計画景観形成基準の特例の適用承認」については承認し、「着色の有無について」は着色とする。